

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

| No. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1   | 1号機 | 原子炉格納容器内雰囲気モニタ系露点温度指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該温度指示計を点検・修理                                  | GⅢ   |    |
| 2   | 1号機 | タービン建屋2階蒸化器室北側天井部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理   | GⅢ   |    |
| 3   | 1号機 | 中性子計装系中間領域モニタ（CH12）引抜き操作時、動作不良が認められたため、調査後対応検討   | GⅢ   |    |
| 4   | 2号機 | 残留熱除去系熱交換器（A）淡水希釈排水弁後弁点検において、弁体外れが認められたため、当該弁を修理   | GⅢ   |    |
| 5   | 2号機 | 所内ボイラ設備給水系の1号機－2号機連絡配管の2号機側給水流量調整弁後弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理                                | GⅢ   |    |
| 6   | 3号機 | 高圧復水ポンプ（A）反カップリング側サイクロセパレータ溶接部より水のリーク（1秒間に2滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理                            | GⅢ   |    |
| 7   | 3号機 | 非常用ディーゼル発電設備（B）用燃料デイトンクのベント配管屋外部に腐食による折損が認められたため、当該ベント配管を修理                                  | GⅢ   |    |
| 8   | 4号機 | 中央制御室換気空調系空調機（No. 2）において、起動用温度スイッチの動作不良（設定値のドリフト）が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理                     | GⅢ   |    |
| 9   | 4号機 | 廃棄物処理系廃液ろ過器入口弁において、作動用空気供給配管継手部より空気の微量リークが認められたため、当該部を点検・修理                                  | GⅢ   |    |
| 10  | 5号機 | 高圧復水ポンプ（B）において、潤滑油圧力検出元弁継手部より油の微量リーク（30秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理<br>なお、同日、当該部を補修し、リーク無しを確認済 | GⅢ   |    |
| 11  | 6号機 | 不活性ガス系原子炉格納容器外側換気用空気弁点検において、駆動部シリンダ操作機より空気の微量リークが認められたため、当該部を修理                              | GⅢ   |    |
| 12  | 6号機 | 所内ボイラ（A）運転中において、加熱蒸気母管圧力の低下事象が発生した。確認の結果、母管圧力制御回路の動作不良が認められたため、当該制御回路を点検・修理                  | GⅢ   |    |

| No. | 号機等    | 不適合件名  | グレード  | 備考 |
|-----|--------|--|-------|----|
| 13  | 6号機    | プロセス計算機に「ヒューズ断」及び「軽故障」警報が発生した。確認の結果、入力回路保護ヒューズに断線が確認されたため、当該ヒューズを交換、対応検討 | G III |    |
| 14  | 6号機    | 残留熱除去海水系ポンプ（A）駆動用電動機の冷却水配管ストレーナ（A）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃             | G III |    |
| 15  | 6号機    | 残留熱除去海水系ポンプ（C）駆動用電動機の冷却水入口弁に操作不良（固着）が認められたため、当該弁を点検・修理                   | G III |    |
| 16  | 6号機    | 原子炉隔離時冷却系ポンプ用支持構造物の浸透探傷検査において、ポンプのラグ溶接部1箇所（全4箇所）に指示模様が認められたため、当該部を修理     | G III |    |
| 17  | 集中環境施設 | 停止中の補助海水ポンプ出口配管保温材部より海水のリークが認められたため、当該配管を点検・修理                           | G III |    |
| 18  | 集中環境施設 | 可燃性雑固体廃棄物焼却炉建屋排気放射線モニタ設備において、同モニタサンプリングポンプ（A）の流量低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理   | G III |    |
| 19  | 集中環境施設 | 高温焼却炉設備用窒素ガス製造装置の空気圧縮機において、冷却水配管継手部に水のにじみ（約3分間に1滴程度）が認められたため、当該継手部を点検・修理 | G III |    |
| 20  | 集中環境施設 | 廃液乾燥固化系造粒機（B）のロール荷重指示計用荷重検出器に動作不良が認められたため、当該検出器を点検・修理                    | G III |    |